

【資料 2】

八尾市社会福祉審議会について

1. 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており、社会福祉に関する事項の調査審議を目的としています。

2. 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、八尾市社会福祉審議会条例、八尾市社会福祉審議会規則

3. 審議会の構成

審議会は、八尾市社会福祉審議会条例により委員20人以内で組織することとなっており、社会福祉法第8条及び八尾市社会福祉審議会規則第2条により社会福祉事業に従事する者、学識経験者、市長が適当と認める者(その他の委員)のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成(16人)は次のとおり。

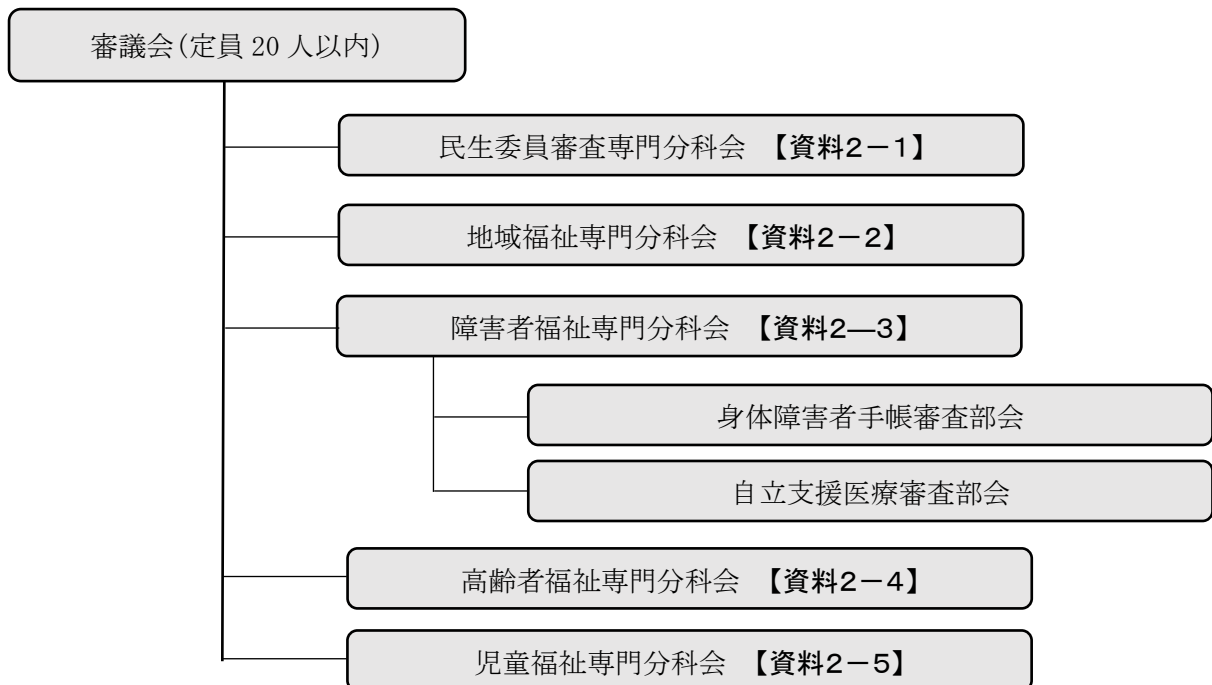
社会福祉事業に従事する者 11人

学識経験者 5人

4. 任期

任期は3年以内(令和5年4月1日～令和8年3月31日)

5. 組織(専門分科会及び審査部会)



6. 令和5年度スケジュール

年2回開催(内1回は書面開催) 【資料3】のとおり